

人身取引被害者に対する宿泊施設提供に関する覚書

法務省人権擁護局長（以下「甲」という。）と [] （以下「乙」という。）は、人身取引被害者に対する宿泊施設の提供に関し、以下の事項について合意し、覚書を締結する。

第1 制度の趣旨

人身取引は、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められているところ、人身取引の被害者に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供することで、同被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るなどしてその保護を行うものである（以下、本制度により宿泊施設の提供を受ける人身取引被害者を「利用者」という。）。

第2 甲、乙及び利用者との関係

本制度による宿泊施設利用に係る宿泊契約は、乙と利用者との間に成立するものとする。ただし、当該契約の宿泊費は、甲が、別途、宿泊施設利用の申込みを行った上、利用者に代わって乙に支払うものとする。

第3 基本事項

- 1 甲及び乙は、本制度の趣旨を理解した上、互いに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、利用者のプライバシー等に十分配慮し、宿泊施設提供に際して知り得た情報については、正当な理由なく第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

第4 運用に関する事項

- 1 乙は、甲又はその下部機関である法務局及び地方法務局の長（以下「法務局長等」という。）からの宿泊施設提供の依頼に対し、原則として24時間体制で対応するものとし、甲又は法務局長等から宿泊施設提供の依頼を受けた際は、当日の施設利用状況等に照らし、可能な範囲で宿泊施設を提供し、協力するものとする。
- 2 甲又は法務局長等は、利用者のチェックイン及びチェックアウトに際しては、必ず職員を同行させ、宿泊契約の申込手続を補助するものとする。
- 3 甲又は法務局長等は、利用者のチェックイン時に「宿泊確認書」を1部乙に提出し、乙は内容を確認し、不備がなければ、「宿泊確認書」に記名押印の上、チェックアウト時に甲又は法務局長等に返戻するものとする。
- 4 乙の宿泊施設利用期間中における室内的清掃、リネン交換等を含むサービスの提供は、一般宿泊客と同等のものとする。
- 5 甲又は法務局長等は、利用者に対し、乙の施設の利用に際し、宿泊約款等の遵守を求めるものとする。
- 6 利用者が施設、備品等を汚損、破壊等した場合、その責任は当該利用者が負うものとする。
- 7 宿泊施設の提供に関する詳細な取扱いは、「人身取引被害者に対する宿泊施設提供要領」によることとする。

第5宿泊施設提供の条件

- 1 乙が提供する宿泊施設の利用に係る宿泊費は、1人当たり、1泊 10,000円（税、サービス料込み）を上限とする。
- 2 宿泊費以外のサービスの提供等に伴う費用が発生した場合は、乙は利用者にその費用を請求するものとする。
- 3 乙が利用者に宿泊施設を提供する期間は、原則として1泊2日とする。ただし、甲の申出によりこの期間を延長することがある。この場合、施設の利用状況等により乙が宿泊施設を提供できないときは、乙は宿泊施設の提供を拒むことができる。
- 4 乙が提供する宿泊施設は、予約時点において乙の公式ホームページに掲載されている施設のうち、日本国内所在の施設とする。

第6 その他

- 1 この覚書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 諸般の事情により本覚書に基づく協力関係を解消又は変更する場合は、事前に甲及び乙が協議し、合意の上、協力関係を解消又は変更するものとする。
- 3 本覚書の適用にあっては、平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間とする。ただし、適用期間満了日の30日前までに甲・乙ともに前項の意思表示がない場合は、更に次の1年間これを適用し、以後この例によって本覚書の適用を継続するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月15日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省人権擁護局長 岡村和美



乙

[Redacted signature area for Party B, consisting of three horizontal black bars of varying lengths.]

人身取引被害者に対する宿泊施設提供に関する覚書

法務省人権擁護局長（以下「甲」という。）と [] （以下「乙」という。）は、人身取引被害者に対する宿泊施設の提供に関し、以下の事項について合意し、覚書を締結する。

第1 制度の趣旨

人身取引は、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められているところ、人身取引の被害者に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供することで、同被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るなどしてその保護を行うものである（以下、本制度により宿泊施設の提供を受ける人身取引被害者を「利用者」という。）。

第2 甲、乙及び利用者との関係

本制度による宿泊施設利用に係る宿泊契約は、乙と利用者との間に成立するものとする。ただし、当該契約の宿泊費は、甲又はその下部機関である法務局及び地方法務局の長（以下「法務局長等」という。）が、別途、宿泊施設利用の申込みを行った上、法務局長等が利用者に代わって乙に支払うものとする。

第3 基本事項

- 1 甲及び乙は、本制度の趣旨を理解した上、互いに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、利用者のプライバシー等に十分配慮し、宿泊施設提供に際して知り得た情報については、正当な理由なく第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

第4 運用に関する事項

- 1 乙は、甲又は法務局長等からの宿泊施設提供の依頼に対し、原則として24時間体制で対応するものとし、甲又は法務局長等から宿泊施設提供の依頼を受けた際は、当日の施設利用状況等に照らし、可能な範囲で宿泊施設を提供し、協力するものとする。
- 2 甲又は法務局長等は、利用者のチェックイン及びチェックアウトに際しては、必ず職員を同行させ、宿泊契約の申込手続を補助させるものとする。
- 3 甲又は法務局長等は、利用者のチェックアウト時に「宿泊確認書」を1部乙に提出し、乙は内容を確認し、不備がなければ、「宿泊確認書」に記名押印の上、甲又は法務局長等に返戻するものとする。
- 4 乙の宿泊施設利用期間中における室内的清掃、リネン交換等を含むサービスの提供は、一般宿泊客と同等のものとする。
- 5 甲又は法務局長等は、利用者に対し、乙の施設の利用に際し、宿泊約款等の遵守を求めるものとする。
- 6 利用者が施設、備品等を汚損、破壊等した場合、その責任は当該利用者が負うものとする。この場合、甲は、利用者が乙に対する責任を履行するよう、可能な範囲で促すものとする。
- 7 宿泊施設の提供に関する詳細な取扱いは、「人身取引被害者に対する宿泊施設提供要領」によることとする。

第5 宿泊施設提供の条件

- 1 乙が提供する宿泊施設の利用に係る宿泊費は、当該宿泊契約に食事の提供を含むか否かにかかわらず、1人当たり、1泊10,000円（税、サービス料込み）を上限とする。

- 2 宿泊契約のほか、利用者が宿泊期間中に乙から食事の提供を受けるときは、1日当たり、朝食、昼食、夕食の各1回ずつに限り、国が利用者に代わって当該食事代を負担する。
- 当該食事代は、それぞれ、朝食代600円、昼食代850円、夕食代1,100円（いずれも税、サービス料込み）を上限とする。
- 3 宿泊費及び前記の食事代以外のサービスの提供等に伴う費用が発生した場合は、乙は利用者にその費用を請求するものとする。
- 4 乙が利用者に宿泊施設を提供する期間は、原則として1泊2日とする。ただし、甲の申出によりこの期間を延長することがある。この場合、施設の利用状況等により乙が宿泊施設を提供できないときは、乙は宿泊施設の提供を拒むことができる。
- 5 乙が提供する宿泊施設は、乙の公式ホームページ内のホテル一覧ページ（[REDACTED]）に掲載された宿泊施設のうち、次の各ホテルを除く全施設とする。提供する施設に変更が生じた場合は、乙は甲に対し、文書により通知するものとする。

第6 その他

- 1 この覚書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 諸般の事情により本覚書に基づく協力関係を解消又は変更する場合は、事前に甲及び乙が協議し、合意の上、協力関係を解消又は変更するものとする。
- 3 本覚書の適用にあっては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間とする。ただし、適用期間満了日の30日前までに甲・乙ともに前項の意思表示がない場合は、更に次の1年間これを適用し、以後この例によって本覚書の適用を継続するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月17日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省人権擁護局長 岡村和美



乙 [REDACTED]
[REDACTED]